



2025 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ワ ー ル ド
代表者名 代表取締役 社長執行役員 鈴木 信輝
(コード番号：3612 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役 副社長執行役員 中林 恵一
(TEL：03-6887-1300)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 4 月 25 日開催の取締役会において、2025 年 5 月 27 日開催予定の定時株主総会に定款一部変更の件を附議することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

取締役会の体制及び運営に柔軟性を持たせるため、取締役会長を必置の機関としないものとし、現行定款第 19 条第 2 項の取締役会長を定める旨を削除するとともに、現行定款第 21 条に定める取締役会の招集者及び議長を、あらかじめ取締役会の定めた取締役に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更の効力発生予定日 2025 年 5 月 27 日

以 上

下線部分は変更箇所を示しております。

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役及び役付取締役) 第 1 9 条 (条文省略) 2 取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から<u>会長 1 名を定め、必要に応じ他の</u>役付取締役を定めることができる。 (取締役会の招集者及び議長) 第 2 1 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し議長となる。 2 <u>取締役会長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(代表取締役及び役付取締役) 第 1 9 条 (現行どおり) 2 取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から役付取締役を定めることができる。 (取締役会の招集者及び議長) 第 2 1 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し議長となる。 2 <u>前項</u>において定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。